

日米ICTサービス通商原則の概要

項目	概要
1 透明性	法令や手続を公表し、パブリックコメントに付する。
2 国境を越える情報流通	サービス提供者やその顧客が、国内外を問わず、電子的に情報を伝送し、情報にアクセスできることを確保する。
3 オープンネットワーク、ネットワークのアクセス及びその利用	インターネットアクセス提供者は、合法的なネットワークトラフィックを伝送する際に、不当な差別的取扱いをしないよう努める。
4 相互接続	政府は、国内の電気通信事業者が、国内で他国の電気通信事業者と相互接続を行うこと、また、GATS参照文書に従い、非差別的な料金で主要なサービス提供者と相互接続を行うことを確保する。
5 ネットワーク構成要素の細分化	政府は、細分化(アンバンドル)されたネットワーク構成要素の提供について、主要なサービス提供者に対し要求する権限を有する。
6 現地における基盤及び現地における拠点	ICTサービス提供者(クラウドサービス事業者等)に、データセンター等の基盤を国内に設置することを義務付けない。 ※医療情報の流通や、安全保障、公の秩序を守るための措置には適用されない。
7 外国所有	ICTサービス分野に外国資本は制限なく参加できる。 ※WTOで留保している例外を妨げるものではない。
8 電波のスペクトルの利用	効果的かつ効率的な電波監理により、電波の利用可能性及び利用の最大化を図る。 ※政府は、公平かつ市場志向的手段(オークションも含み得る)により電波を割り当てる権限を有する。
9 デジタル・プロダクト	デジタル・プロダクト(※)について、製作された場所等に基づいて差別的取扱いを行わない。 ※コンピュータプログラム、文字列、設計図、図案、映像、録音物又はそれらの組合せから成るものであって、デジタル式に符号化され、及び電子的に送信されるものをいう。
10 規制当局	全てのサービス提供者から独立した規制当局を設け、決定及び手続を公平に行う。
11 許可及び免許	電気通信サービスの提供については、簡素な手続により認め、サービス提供の条件として、法人の設立を求めない。
12 国際協力	デジタル・リテラシーの世界的な向上及びデジタル・ディバイド縮減のため相互に協力する。